

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

～あしたをたくす子ども達の成長を支援していくために～

子どもにとっての最善の利益を考え  
みんなで支えあうまちづくりをめざして

人口減少社会においては、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、子どもを含む個人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを構成していることを鑑み、子どもへの地域や社会全体のぬくもりある支えが、次代を担う子どもの健やかな心身の成長を促し、ふるさとへの愛着を増し、ひいては持続的なまちの発展につながるものと考えます。

本計画は、『つるがいきいき子ども未来プラン』における「子ども・子育て支援新制度」に則った“子ども・子育て分野”の事業計画としての位置付けから、『つるがいきいき子ども未来プラン』の基本理念をあらためて掲載するとともに、引き続き、市民（自助）、地域（共助）及び行政（公助）が、それぞれの役割分担を果たしながら、地域や社会全体において協働し支えあって、子どもと親の主体的な成長を支援していくことを推進していきます。

※本計画3ページより一部転載

### 2 基本的な視点

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

本計画の推進にあたっては、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた『つるがいきいき子ども未来プラン』の基本的視点を踏まえ、以下の基本的視点により、「子ども・子育て支援新制度」において“子どもの最善の利益”が実現される社会をめざします。

## (1) 子どもの権利の視点

18歳未満のすべての子どもが人としての権利や自由を尊重され、また、子どもに対する保護と援助を促進することを目的として、平成元年の国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が採択されており、子ども・子育て支援新制度の推進においても、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

○	<b>基本目標Ⅰ</b>	教育環境・保育環境・生活環境の整備
	<b>基本目標Ⅱ</b>	親と子の健康づくりの充実
	<b>基本目標Ⅲ</b>	保護者への支援体制の整備
○	<b>基本目標Ⅳ</b>	支援が必要な子ども・家庭への支援
	<b>基本目標Ⅴ</b>	仕事と子育ての両立支援

## (2) 親子のきずなづくりという視点

子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、子育てが他の何ものにも最優先されるべきであるとの認識のもと、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことこそが子ども・子育て支援の基本的な考え方として本計画の各施策を推進します。

	<b>基本目標Ⅰ</b>	教育環境・保育環境・生活環境の整備
○	<b>基本目標Ⅱ</b>	親と子の健康づくりの充実
○	<b>基本目標Ⅲ</b>	保護者への支援体制の整備
	<b>基本目標Ⅳ</b>	支援が必要な子ども・家庭への支援
	<b>基本目標Ⅴ</b>	仕事と子育ての両立支援

## (3) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるという認識のもと、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことで、子ども自身が将来親という立場になったときに、それらの育てられた記憶こそが自立した家庭を持つことに役立つものと考えます。長期的な視野に立ち、家族の役割の大切さや子どもの健全育成に取り組みます。

	<b>基本目標Ⅰ</b>	教育環境・保育環境・生活環境の整備
	<b>基本目標Ⅱ</b>	親と子の健康づくりの充実
○	<b>基本目標Ⅲ</b>	保護者への支援体制の整備
○	<b>基本目標Ⅳ</b>	支援が必要な子ども・家庭への支援
○	<b>基本目標Ⅴ</b>	仕事と子育ての両立支援



## (4) 親としての成長を支援するという視点

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感などを和らげることを通じて、親として成長し、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするための支援を進めます。

	<b>基本目標Ⅰ</b>	教育環境・保育環境・生活環境の整備
	<b>基本目標Ⅱ</b>	親と子の健康づくりの充実
○	<b>基本目標Ⅲ</b>	保護者への支援体制の整備
○	<b>基本目標Ⅳ</b>	支援が必要な子ども・家庭への支援
	<b>基本目標Ⅴ</b>	仕事と子育ての両立支援

## (5) 地域全体で育てるという視点

育児不安の解消を図るため、希望の保育所に登録し継続的に相談や育児体験等の機会を提供する事業（マイ保育園登録事業）や、生後4か月未満児のすべての親に対する戸別訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施、各保育所でのあらゆる相談に対応できる環境整備等、子育ての仲間づくりや育児の孤立化を防ぐための情報提供・相談が気軽にできる環境づくりが進められてきました。

また、ひとり親家庭が増えている状況もあり、ますます地域全体で子どもと親を見守っていくといった視点が必要になっています。

今後も、「強い子」「元気な子」を育てていくために、また、子どもの「生きる力」を養っていくために、地域全体が「寛容性」や「柔軟な対応」を持って子どもと親を育んでいけるような環境づくりを進めていきます。

	<b>基本目標Ⅰ</b>	教育環境・保育環境・生活環境の整備
	<b>基本目標Ⅱ</b>	親と子の健康づくりの充実
○	<b>基本目標Ⅲ</b>	保護者への支援体制の整備
○	<b>基本目標Ⅳ</b>	支援が必要な子ども・家庭への支援
	<b>基本目標Ⅴ</b>	仕事と子育ての両立支援

## (6) 「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた視点

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ全ての者が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが必要とされています。子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取組みを進

めます。また、保育所・幼稚園から小学校入学時の移行についても、学校及び教育委員会との連携を図り、子どもと家庭への継続的な支援に努めます。

○	<b>基本目標Ⅰ</b>	教育環境・保育環境・生活環境の整備
	<b>基本目標Ⅱ</b>	親と子の健康づくりの充実
○	<b>基本目標Ⅲ</b>	保護者への支援体制の整備
	<b>基本目標Ⅳ</b>	支援が必要な子ども・家庭への支援
○	<b>基本目標Ⅴ</b>	仕事と子育ての両立支援

#### (7) サービス利用者の視点

核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援についての利用者のニーズは多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組みを行っていきます。

○	<b>基本目標Ⅰ</b>	教育環境・保育環境・生活環境の整備
○	<b>基本目標Ⅱ</b>	親と子の健康づくりの充実
○	<b>基本目標Ⅲ</b>	保護者への支援体制の整備
○	<b>基本目標Ⅳ</b>	支援が必要な子ども・家庭への支援
	<b>基本目標Ⅴ</b>	仕事と子育ての両立支援

#### (8) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から国、県、市、事業所、地域社会等社会全体の協力により子ども・子育て支援対策を進めていきます。

○	<b>基本目標Ⅰ</b>	教育環境・保育環境・生活環境の整備
	<b>基本目標Ⅱ</b>	親と子の健康づくりの充実
○	<b>基本目標Ⅲ</b>	保護者への支援体制の整備
○	<b>基本目標Ⅳ</b>	支援が必要な子ども・家庭への支援
	<b>基本目標Ⅴ</b>	仕事と子育ての両立支援

#### (9) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

ボランティア団体、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体や社会福祉協議会、民生児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。

また、保育所、幼稚園、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ります。



○	<b>基本目標Ⅰ</b>	教育環境・保育環境・生活環境の整備
	<b>基本目標Ⅱ</b>	親と子の健康づくりの充実
○	<b>基本目標Ⅲ</b>	保護者への支援体制の整備
○	<b>基本目標Ⅳ</b>	支援が必要な子ども・家庭への支援
	<b>基本目標Ⅴ</b>	仕事と子育ての両立支援

#### (10) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保し、より良いサービスが提供できるよう、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めていきます。

○	<b>基本目標Ⅰ</b>	教育環境・保育環境・生活環境の整備
○	<b>基本目標Ⅱ</b>	親と子の健康づくりの充実
○	<b>基本目標Ⅲ</b>	保護者への支援体制の整備
○	<b>基本目標Ⅳ</b>	支援が必要な子ども・家庭への支援
○	<b>基本目標Ⅴ</b>	仕事と子育ての両立支援

#### (11) 地域特性の視点

本市の全体の状況と、市内の地域特性によるニーズの相違に配慮した主体的な取組みを進めていきます。

### 3 基本目標

本計画は、基本理念を実現するため、基本的視点を加味した、5つの基本目標で構成されています。

#### I 教育環境・保育環境・生活環境の整備

すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、豊かな心と健やかな体を身につけていくことが必要です。

乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期の人間形成の特性を踏まえ、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を図るとともに、多様化するニーズに沿った保育事業の推進に努めます。

また、幼稚園・保育所・認定子ども園と小学校との連携・交流を推進し、教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校就学時の環境の変化による不安の解消に努めます。

安全で安心して過ごせる、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境を整備します。

## II 親と子の健康づくりの充実

安心して健やかに子どもを生み育てることができるよう、妊娠・出産・育児に関わる情報提供・保健医療体制の充実を図り、乳幼児期から思春期までの子どもの発育・発達を支えます。

## III 保護者への支援体制の整備

子どもにとって乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、子育ての一義的な責任は保護者や家庭に置きながらも、社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体による連携の強化を推進し、子育てしやすい地域環境の整備を図る必要があります。

このような身近な地域の様々な世代が子育て家庭や子どもの育ちを応援する環境づくりを進め、放課後を含め日々様々な経験を通じて成長できる場を提供します。

また、子育て家庭に対し、経済的負担への支援を行います。

## IV 支援が必要な子ども・家庭への支援

子どもの人権を尊重する社会の醸成を推進し、児童虐待や犯罪被害を未然に防ぐ取組みや、被害にあった子どもの立ち直りへの支援を行います。

また、支援が必要なひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などに、負担軽減となる支援を行います。

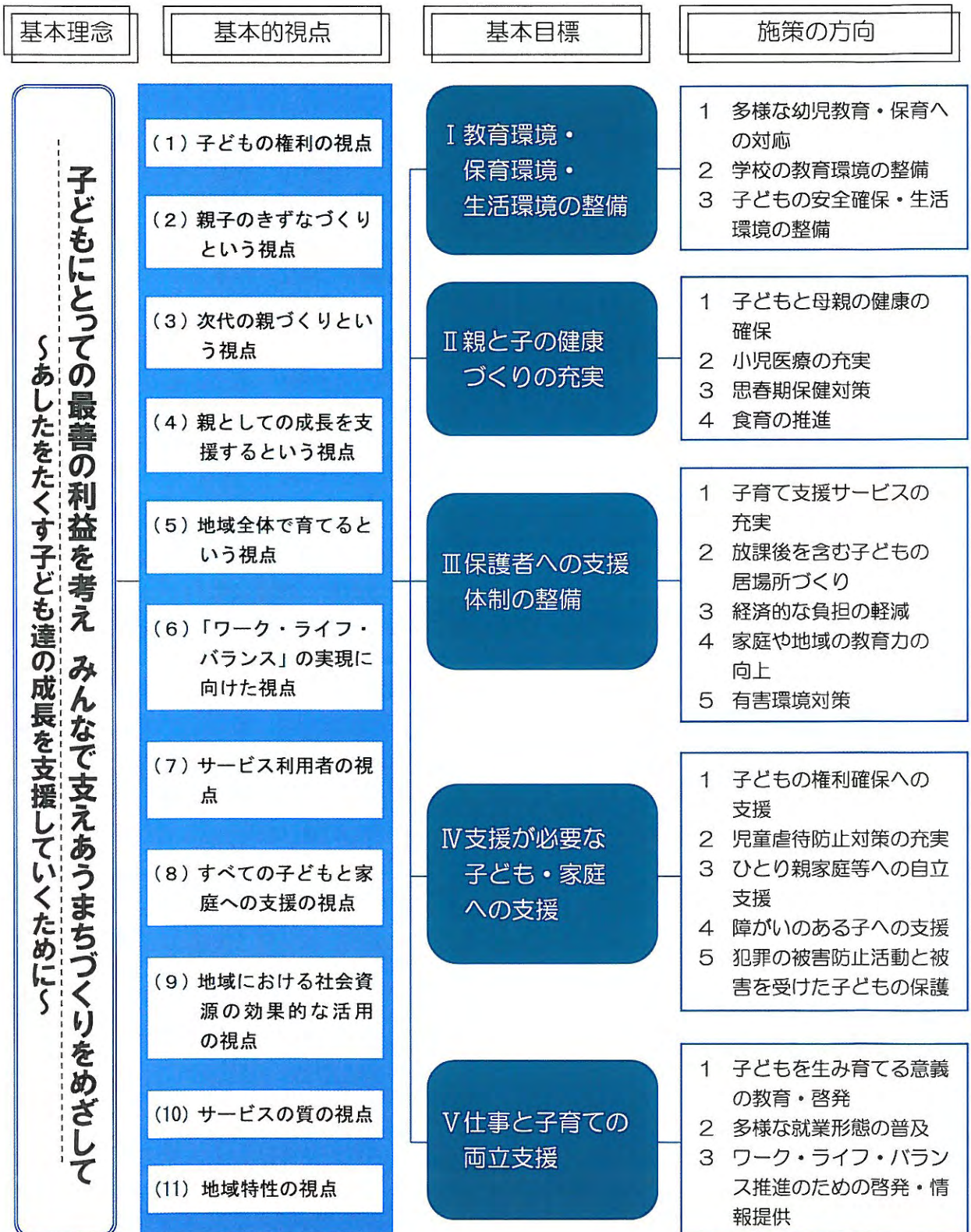
## V 仕事と子育ての両立支援

「次代の親」を育てるという観点から、男女が協力して家庭を築き、子を持ち育てることに喜びを感じられるよう、子どもを生み育てることの意義を啓発する取組みを進めます。

また、男女がともに子育てと仕事を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めるとともに、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進など、働きやすい職場環境の整備充実に努めます。



## 4 計画の体系





## 第4章 計画の達成状況と目標値の設定

### 1 『つるがいきいき子ども未来プラン』の達成状況

これまで本市においては、『つるがいきいき子ども未来プラン（敦賀市次世代育成支援対策行動計画[前期計画・後期計画]）』に掲載の施策・事業を展開してきましたが、後期計画におけるその達成状況は次の表のとおりです。

施策・事業	平成 25 年度実績値	目標値 (平成 26 年度)
<b>1 地域における子育て支援</b>		
保育サービス・通常保育事業	定員 1,990 人	定員 1,885 人
・延長保育事業	9 か所、定員 125 人	9 か所、定員 125 人
・一時預かり事業	7 か所	8 か所
・休日保育事業	2 か所、定員 20 人	2 か所、定員 20 人
・障がい児保育事業	保育所 21 か所 幼稚園 5 か所	保育所 21 か所 幼稚園 5 か所
・産休明け保育事業	9 か所	7 か所
・病児・病後児保育事業	1 か所	3 か所
預かり保育事業（幼稚園）	3 か所	3 か所
放課後児童クラブ	12 か所、定員 505 人	12 か所、定員 480 人
放課後子ども教室	3 か所	6 か所
子育て短期支援事業（ショートステイ）	1 か所、定員 3 人	1 か所、定員 3 人
ファミリーサポートセンター事業	未実施	1 か所
地域子育て支援拠点事業	3 か所	3 か所
子育てコーディネーター配置事業 (マイ保育園登録・ほっとタイム)	1 か所 (11 か所)	10 か所
<b>2 健康の確保及び増進その他</b>		
こんにちは赤ちゃん事業 (母子保健法に基づく新生児訪問指導を含む)	訪問率 94.1%	608 人 100.0%
乳児健診（1 か月児健診）	受診率 95.1%	620 人 100.0%
乳児健診（4 か月児健診）	受診率 96.0%	597 人 100.0%
乳児健診（9～10 か月児健診）	受診率 93.0%	538 人 100.0%
1 歳 6 か月児健診	受診率 99.0%	609 人 100.0%
3 歳児健診	受診率 97.5%	589 人 100.0%
1 歳 6 か月児健診の歯科健診	受診率 99.0%	609 人 100.0%
3 歳児健診の歯科健診	受診率 97.5%	589 人 100.0%



施策・事業	平成 25 年度実績値	目標値 (平成 26 年度)
すくすく健康相談利用者	回数 24 回 参加延人数 1,438 人	回数 24 回 参加延人数 1,990 人
乳幼児対象の各教室 [離乳食セミナー、7 か月児すくすく相談、 歯のセミナー (1 歳児、2 歳児)]	回数 54 回 参加延人数 1,079 人	回数 56 回 参加延人数 960 人
ベビーすこやかセミナー 育児サポート教室	回数 24 回 参加延人数 268 人	回数 24 回 参加延人数 264 人

## 2 目標値（計画値）の設定

『子ども・子育て支援事業計画（第2部）』において記載の確保方策（確保量）を、この計画上の目標値（計画値）として設定します。

施策・事業	対象項目	平成 25 年度 実績値	目標値（計画値） (平成 31 年度)
教育・保育の量	1号認定子どもの数	531 人	543 人
	2号認定子どもの数	1,395 人	1,420 人
	3号認定子どもの数	676 人	620 人
利用者支援に関する事業	実施施設	0 か所	1 か所
	時間外保育事業（延長保育）実施施設、実利用者 （休日保育）実施施設、年間延べ利用者	9 か所、111 人 2 か所、122 人回	21 か所、330 人 2 か所、122 人回
放課後児童クラブ	実施施設、登録者	12 か所、517 人	17 か所、851 人
子育て短期支援事業（ショートステイ）	年間延べ利用者	8 人日	20 人日
乳児家庭全戸訪問事業	対象者	608 人	553 人
養育支援訪問事業	対象者	0 人	2 人
地域子育て支援拠点事業	実施施設	3 か所	3 か所
	一時預かり事業（幼稚園における預かり保育） 年間延べ利用者	18,051 人日	4,014 人日
	一時預かり事業（幼稚園における預かり保育以外） 年間延べ利用者	17,494 人日	15,323 人日
病児・病後児保育事業	実施施設、年間延べ利用者	1 か所、4 人日	2 か所、480 人日
ファミリー・サポート・センター事業		未実施	実施を検討
妊婦健康診査受診	対象者	611 人	538 人

## 3 参考値

『つるがいきいき子ども未来プラン』における過去の目標値について、『新つるがいきいき子ども未来プラン』における目標値（計画値）とは別に、参考値としてこれまで同様の目標管理を行い、子育て支援に係る施策・事業全体の進捗管理に役立てます。

施策・事業	H21 年度目標値 (H21 年度実績値)	H26 年度目標値 (H25 年度実績値)	H31 年度参考値
<b>1 地域における子育て支援</b>			
保育サービス ・通常保育事業	定員 1,805 人 (定員 1,885 人)	定員 1,885 人 (定員 1,990 人)	定員 1,990 人
・延長保育事業	6 か所、定員 60 人 (7 か所、定員 95 人)	9 か所、定員 125 人 (9 か所、定員 125 人)	21 か所、実利用者 330 人
・一時預かり事業	5 か所 (6 か所)	8 か所 (7 か所)	7 か所
・休日保育事業	4 か所、定員 60 人 (2 か所、定員 20 人)	2 か所、定員 20 人 (2 か所、定員 20 人)	2 か所、定員 20 人
・障がい児保育事業	保育所 21 か所 幼稚園 5 か所 〔保育所 22 か所〕 〔幼稚園 5 か所〕	保育所 21 か所 幼稚園 5 か所 〔保育所 21 か所〕 〔幼稚園 5 か所〕	保育所 21 か所 幼稚園 5 か所
・産休明け保育事業	2 か所 (6 か所)	7 か所 (9 か所)	9 か所
・病児・病後児保育事業	— (2 か所)	3 か所 (1 か所)	2 か所
預かり保育事業 (幼稚園)	2 か所 (3 か所)	3 か所 (3 か所)	3 か所
放課後児童クラブ	9 か所、定員 360 人 (11 か所、定員 460 人)	12 か所、定員 480 人 (12 か所、定員 505 人)	17 か所、定員 851 人
放課後地域子ども教室	— (3 か所)	6 か所 (9 か所)	9 か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	1 か所、定員 3 人 (1 か所、定員 3 人)	1 か所、定員 3 人 (1 か所、定員 3 人)	1 か所、定員 3 人
ファミリーサポートセンター事業	1 か所 (未実施)	1 か所 (未実施)	実施を検討
地域子育て支援拠点事業	5 か所 (2 か所)	3 か所 (3 か所)	3 か所
<b>2 健康の確保及び増進その他</b>			
こんにちは赤ちゃん事業 (母子保健法に基づく新生児訪問指導を含む)	100.0%(94.0%)	100.0%(94.1%)	100.0%
乳児健診 (1 か月児健診)	100.0%(88.0%)	100.0%(95.1%)	100.0%
乳児健診 (4 か月児健診)	100.0%(96.9%)	100.0%(96.0%)	100.0%
乳児健診 (9~10 か月児健診)	100.0%(83.4%)	100.0%(93.0%)	100.0%
1 歳 6 か月児健診	100.0%(98.0%)	100.0%(99.0%)	100.0%
3 歳児健診	100.0%(97.8%)	100.0%(97.5%)	100.0%
1 歳 6 か月児健診の歯科健診	100.0%(98.0%)	100.0%(99.0%)	100.0%
3 歳児健診の歯科健診	100.0%(97.8%)	100.0%(97.5%)	100.0%
すくすく健康相談利用者	— (24 回、1,606 人)	24 回、1,920 人 (24 回、1,438 人)	24 回、1,440 人
乳幼児対象の各教室 〔離乳食セミナー、7 か月児 すくすく相談、歯のセミナー (1 歳児、2 歳児)〕	— 〔回数 48 回〕 〔参加延べ人数 976 人〕	回数 52 回 参加延べ人数 960 人 〔回数 54 回〕 〔参加延べ人数 1,079 人〕	回数 56 回 参加延べ人数 1,000 人
ベビーすこやかセミナー 育児サポート教室	— 〔回数 23 回〕 〔参加延べ人数 411 人〕	回数 24 回 参加延べ人数 264 人 〔回数 24 回〕 〔参加延べ人数 268 人〕	回数 24 回 参加延べ人数 216 人



## 第5章 計画の着実な推進

### 1 市民との協働体制の構築

子ども・子育て支援の取組みは、市民や関係団体等の参画が不可欠です。

市民や関係団体、学識経験者等で構成される推進組織を整備し、計画の進捗状況に関する情報を共有化し、施策・事業の評価や円滑な実施に向けての意見交換及び連絡調整を行う等、市民と市との協働体制を築きます。

本計画の進行管理を行う組織は、「敦賀市子ども・子育て会議」とします。

### 2 庁内体制の整備

本計画の実施にあたっては、『つるがいきいき子ども未来プラン』に引き続き全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検し、その後の対策を講じていきます。

なお、計画の推進にあたっては、国、県、事業主とも密接に連携・協力しながら取り組んでいきます。

### 3 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容や実施状況について、広報紙やホームページ等を活用し、市民に分かりやすく周知するとともに、市民の意見等を聴取しながら、その後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

### 4 計画の進行管理

『つるがいきいき子ども未来プラン』においても、本市では毎年「計画経過報告書」を作成し、計画の進行状況を点検し、各施策及び事業内容の進捗状況の整理とフォローアップに努めてきました。

本計画においても、本計画に掲げた目標値（計画値）に基づき、毎年、進捗状況を点検するとともに、推進組織に報告し、計画の着実な推進をめざします。